

# 愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

第335号

令和4年8月23日火曜日 第335号

◇ 目 次 ◇
告 示

指定自立支援医療機関の指定	(健康増進課) 696
指定自立支援医療機関の名称の変更	( " ) 696
指定自立支援医療機関の所在地の変更	( " ) 696
大規模小売店舗の新設の届出の概要等	(経営支援課) 696
農用地利用配分計画の認可	(農政課農地・担い手対策室) 697
肥料登録有効期間の更新	(農産園芸課)697
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 697
建設業者の許可の取消し	(中予地方局管理課)698
開発行為に関する工事の完了	(中予地方局建築指導課)698
建設業者の許可の取消し	(南予地方局管理課)698
教育委員会規則	
愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則	(義務教育課)699

告 示

## ○愛媛県告示第889号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称		5C 7 + 14			ß	担当しようとする	指定年月日				
		所	在 地		氏名又は名称	主たる事務院	所の所在地	代表者	の氏名	医療の種類	指正年月日   
うめもとク	リニック	松山市南地	梅本町	甲1271番	医療法人三全会	松山市南梅本地	町甲1271番	理事長山 下	泰治	精神通院医療	令和4年 8月1日
アイン薬局	金生町店	四国中央	市金生	町下分12	株式会社西日本ファーマシー	高松市宮脇町 17号	1丁目5番	代表取約武 田	帝役 輝 美	精神通院医療(薬 局)	令和4年 8月1日

## ○愛媛県告示第890号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医 療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和4年8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	担当する医療の種類	変更	
変 更 前	変 更 後	担当9る医療の種類	変 更 年月日	
まいペーす	訪問看護ステーショ ン まいペーす	精神通院医療	令和 4 年 7 月26日	

# ○愛媛県告示第891号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医 療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和4年8月23日

# 愛媛県知事 中 村 時 広

47	称		所	₹	E :	地		担当する医療の	変更	
名	小小	変	更	前	変	更	後	種類	年月日	
木屋薬局		八幡浜地	〔市1	526番	八幡沼	兵市2 3152	大黒町 6 - 82	精神通院医療	令和 4 年 4 月29日	
訪問看護ス ションとも	ステ <b>ー</b> 5の家	松山市 94	溝边	四町甲	松山ī 562番	下溝; 地 1	四町甲	精神通院医療	令和4年 7月4日	

## ○愛媛県告示第892号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ドラッグストアモリ古三津店 松山市古三津二丁目1210番 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ

福岡県朝倉市一木1148番地の1

代表取締役 森 竜馬

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ

福岡県朝倉市一木1148番地の1

代表取締役 森 竜馬

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年4月9日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,576平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

68台

イ 駐輪場の収容台数

15台

ウ 荷さばき施設の面積

50平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

7.44立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場 1

24時間

駐車場 2

午前6時から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

4 箇所

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後10時まで
- 2 届出年月日

令和4年8月8日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第893号

令和4年8月1日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和 4 年 8 月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

	賃借	<b>権</b> ℓ	)設:	定等を受ける	者	賃借権の設定等を受ける土地				
氏	氏名又は名称			住	所	所在及び地番	面積 ( m² )			
大	北	俊	明	愛媛県東温市		愛媛県東温市田窪字 大坪1123番	1 486			
高	市	和	博	愛媛県東温市		愛媛県東温市上村字 垣ノ内甲880番1ほか5筆	4 ,304			
吉	金	正	晃	愛媛県松山市		愛媛県東温市則之内 字上徳吉甲25番 1	835			

## 2 認可年月日

令和 4 年 8 月10日

## ○愛媛県告示第894号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。 令和4年8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有 効期限	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
令和10 年 9 月 15日	愛媛県 第1224 号	混合石 灰肥料	くい 北 東 田石 20	アルカ リ 45.0 く 苦土 10.0	その事は定のり他限項公格お	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城 川町田穂1456番 地 2

## ○愛媛県告示第895号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町 役場において縦覧に供する。

令和 4 年 8 月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

本組 B - 1 地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次 結んだ線及び標柱9号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町		字	地番	標柱
上浮穴郡久万高原町	東明神		甲726番 2	1号
			甲698番 6	2号、7号、8号
			甲698番 1	3号、4号、5号、6号
			甲725番 1	9 号

本組B-2地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次 結んだ線及び標柱8号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

	字	地番	標柱
東明神		甲697番 1	1号、2号、8号
		甲698番 1	3号、4号、5号、6号
		甲696番3	7号
	丁 東明神		丁 東明神 甲697番 1 甲698番 1

## ○愛媛県告示第896号

建設業法 (昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 令和4年8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

		,					
許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 2)第9847号	令和2年 7月3日	㈱松山総合防災	山下 幸男	松山市北土居4 - 21 - 11	令和4年 7月1日	消防施設工事業	建設業の廃止
(般 - 29)第10703号	平成29年 12月 9 日	(有)大菱産業	辻田 博宣	松山市溝辺町甲422 - 6	令和4年 7月12日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 29)第12762号	平成29年 8月3日	(有)浅海鉄工所	浅海 広幸	松山市北吉田町1368	令和4年 7月12日	鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般 - 29)第10594号	平成29年 8月2日	大谷左官	大谷 哲也	松山市東野 6 - 3 - 16	令和4年 7月13日	左官工事業	建設業の廃止
(般 - 1)第18291号	令和元年 6月12日	マル建装	石丸 晃	松山市福角町甲586 - 1	令和4年 7月19日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 30)第3321号	平成31年 3 月17日	(株)白石工務店	白石 裕英	松山市南梅本町1099 - 6	令和4年 7月21日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 2)第13173号	令和2年 8月29日	(有)古野建工	古野・伸吉	松山市下伊台町505 - 2	令和4年 7月25日	内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)

# ○愛媛県告示第897号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和4年8月23日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4 中局建 (開)第16号 令和 4 年 8 月12日	伊予郡松前町大字横田字蓼原373番 9	松山市東一万町 3 番地 ライオンズマンション東一万803号 宮 井 裕 介

# ○愛媛県告示第898号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 令和4年8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般・特 - 29)第2931号	平成29年 8月29日	㈱谷平組	谷平 忠義	南宇和郡愛南町城辺甲59 8	令和4年 7月8日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 で工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止
(般 - 29)第10659号	平成29年 10月 6 日	イズミ電機(有)	竹内 和郎	西予市三瓶町二及 1 - 31 8	令和4年 7月21日	電気工事業	建設業の廃止

## 教育委員会規則

## ○愛媛県教育委員会規則第7号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和4年8月23日

> 愛媛県教育委員会 教育長 田 所 竜 二

## 愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

## 別表第1(第5条関係)

省略

4 高等学校教諭普通免許状

省略

#### 備考1~4 省略

5 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、総合的な探究の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

別表第2(第5条関係)

省略

2 高等学校教諭普通免許状

省略

## 備考1~3 省略

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、総合的な探究の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

別表第3(第5条関係)

省略

省略

# 備考1~4 省略

5 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)、生徒指導の理論及び方法並びに教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

6 省略

別表第1(第5条関係)

省略

4 高等学校教諭普通免許状

省略

#### 備考1~4 省略

5 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

別表第2(第5条関係)

省略

2 高等学校教諭普通免許状

省略

## 備考1~3 省略

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

別表第3(第5条関係)

省略

省略

## 備考1~4 省略

5 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、道徳、総合的な学習の時間及び 特別活動に関する内容、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)、生徒指導の理論及び方法並びに教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

6 省略

#### 別表第4(第5条関係)

省略

省略

#### 備考1~3 省略

4 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)、生徒指導の理論及び方法並びに教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

## 別表第7(第5条関係)

省略

2 高等学校教諭普通免許状

省略

#### 備考1~3 省略

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、総合的な探究の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

別表第8(第5条関係)

省略

省略

## 備考1~3 省略

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、総合的な探究の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第4(第5条関係)

省略

省略

#### 備考1~3 省略

4 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、道徳、総合的な学習の時間及び 特別活動に関する内容、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)、生徒指導の理論及び方法並びに教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

別表第7(第5条関係)

省略

2 高等学校教諭普通免許状

省略

#### 備考1~3 省略

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。

別表第8(第5条関係)

省略

省略

## 備考1~3 省略

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法のうち1以上の事項を含む科目について修得するものとする。